

賄賂罪における職務関連性

I. 事実の概要¹

当時北海道開発庁長官であった被告人が支持者から北海道開発局の開発建設部が受注する予定の港湾工事(北海道開発庁長官には指揮監督権限はなかった)について、支持者の経営する企業が受注できるように便宜な取り計らいを求める請託を受けて、合計 600 万円を受領した受託収賄(197 条 1 項後段)事件である。

II. 問題の所在

①指揮監督権限のないことを請託された場合において、そのような請託を実行することは「職務に関し」といえるか、また、②かかる行為が公務員が正当な職務としておよそ行い得ない違法行為であった場合において、その場合には賄賂罪の保護法益である職務の公正とそれに対する国民の信頼を保護する余地がないから、かかる行為は「職務に関し」といえないのではないか。

III. 判旨

「①北海道開発庁長官である被告人が、港湾工事の受注に関し特定業者の便宜を図るように北海道開発局港湾部長に働き掛ける行為は、職員に対する服務統督権限を背景に、予算の実施計画作製事務を統括する職務権限を利用して、職員に対する指導の形を借りて行われたものであり、また、被告人には港湾工事の実施に関する指揮監督権限はないとしても、その働き掛けた内容は、予算の実施計画において概要が決定される港湾工事について競争入札を待たずに工事請負契約の相手方である工事業者を事実上決定するものであって、このような働き掛けが金銭を対価に行われることは、北海道開発庁長官の本来の職務として行われる予算の実施計画作製の公正及びその公正に対する社会の信頼を損なうものである。したがって、上記働き掛けは、北海道開発庁長官の職務に密接な関係のある行為というべきである。②なお、所論は、談合にかかわる行為は正当な職務としておよそ行い得ない違法な類型の行為であるから、職務に密接な関係のある行為とはなり得ない旨主張するが、当該行為が密接関係行為に当たるかどうかは上記のように本来の職務との関係から判断されるべきものであり、その行為が所論のいうような違法な行為であることによってその判断は直ちには左右されないと解するのが相当である。」(丸数字は筆者)

IV. 検討

そもそも、賄賂罪にいう「職務」とは公務員がその地位に伴い公務として取り扱うべき一切の執務を指称するとされている²。そして、法令上明記された職務権限に属さない行為についても、解釈上これに当然含まれ、または付随すると認められる行為については職務に密接に関係する行為であるとして「職務に関し」といえるとしている(職務密接関係行為)。それにあたるかどうかの判断は職務の公正とそれに対する国民の信頼を害するかどうかの見地より個別具体的になされるべきである。①については、指導行為の相手方への影響力が被告人の地位や本来の職務権限に由来するかどうかや、指導・指示事項に関し賄賂を受領することによる被告人の職務の公正への影響の観点から検討され、前述の規範より職務密接関係行為にあたりとされており、妥当な結論と考える。そして、②については、収賄罪における職務が適法なものに限られないことは加重収賄罪(197 条の 3 第 1 項 2 項)の存在からも明らかであるし、慣行化した官製談合の違法性及びそれによる信頼毀損と、そうした慣行を利用して賄賂を受領することの違法性及びそれによる職務の公正に対する信頼毀損とは、別個の評価が可能なものであるから、妥当と考える。

以上

¹ 最高裁判所第一小法廷平成 22 年 9 月 7 日決定、刑集 第 64 卷 6 号 865 頁

² 最高裁判所第三小法廷昭和 28 年 10 月 17 日決定